

## 令和2年第2回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和2年2月10日(月) 午後1時30分

2 閉会 令和2年2月10日(月) 午後4時50分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 13人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 2人

5番 河田 直樹 13番 横田 幸則

5 出席した農地利用最適化推進委員

7人

伊丹 良夫 林 修司 林 斉 山上 勲 浅野 信之,

小西 安彦 小橋 武史

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝 主任 平田 直美

産業部

部長 中田 暢彦

農林課

課長補佐 丸山 幸司

企業誘致商工振興課

課長 江口 真弓

7 議事録署名委員

1 番委員 1 5 番委員

8 本日の議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 付議事件

議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請について

議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 9 号 農用地利用集積計画について

議案第 10 号 農業振興地域整備計画の変更等について(追加)

報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第 6 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 7 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

## 開会 午後1時30分

(主任)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦勞様です。

2月になり、一番寒い月ではなかろうかと思っております。

先般、北海道では、マイナス36度、これが16年ぶりということみたいであります。非常に寒さを感じております。寒い中でも、皆さん方にしっかり勉強していただきたいと思っております。

さて、農業問題、農業委員会等に関しましても、いろんなことを勉強していただきたいと思っております。私を含めて、皆様方と一緒に勉強したいと思っております。今日も、さまざまな案件がありますけれど、人農地プランにおきましても、地域と一緒に農地を守っていくことも必要でなかろうかと思っておりますので、皆様方もしっかりと取り組んでいただければと思います。

それでは、ただ今より令和2年第2回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員13人、そして農地利用最適化推進委員の方は7人出席をしていただいております。欠席者は、5番委員、13番委員でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しています。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

### 【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、1番委員、15番委員を指名いたします。

## 【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

## 【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

令和2年1月28日付けで、総社市長片岡聡一から、農業振興地域整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求められたので、追加議案を1件提出いたします。

それでは、農地担当の秋山委員お願いをいたします。

## 【議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆さん、ご苦労様です。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議案第6号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。  
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号67番】

(農地担当)

それでは、67番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、渡し人の父親が亡くなられてまして、息子さんは県外へお住まいということで、以前は、他の方が稲作をされていたのですが、今回、すぐ近くの受け人の方と話がまとまり、今回の申請になったものです。

地元としては、何ら問題ありませんので、よろしく審議をお願いいたします。

以上です。

(農地担当)

推進委員であります、浅野推進委員からお願いをいたします。

(浅野委員)

9番委員の報告のとおり、問題ありませんので、よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

67番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、67番は許可されました。

【受付番号68番】

(農地担当)

続きまして、68番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、渡し人の方は、他にも沢山、田を持たれているのですが、預けていて耕作はされておられません。受け人の方と話がまとまったようです。

地元としては、何ら問題ありませんので、審議の程、よろしくお願いをいたします。

(浅野委員)

9番委員の報告のとおり、問題ありません。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決をいたします。

68番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、68番は許可されました。

#### 【受付番号69番】

(農地担当)

続きまして、69番、下原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員)

この件につきましては、渡し人が現在、兵庫県に住んでおられまして、元々、下原に住んでおられた方なのですが、それから、受け人の方ですけれども、元々この土地は、受け人の先代が耕作をしていた所であります。事情がありまして、渡し人へ売っていた状況のようです。ただし、その間も渡し人に売った後も、耕作は受け人の先代がずっとされていたということでもあります。受け人である●●●さんは、自分が子供の頃から申請地については、耕作をしていたということでもあります。現状、変わることがありませんので、地元としては問題ないと考えております。

よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

小西推進委員からお願いをいたします。

(小西委員)

受け人の方は、私もよく知っております。

耕作権が移転したのは、私も知りませんでした。

父親の代から耕作をされていました。

今回、所有権を移転して買い戻すということで、引き続き耕作するというので、何ら問題ないと思います。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(2番委員)

1反当たりの金額が、円単位まであるのですが。

(農地担当)

事務局お願いをいたします。

(主査)

実際の買収金額がありまして、その金額から10アールあたりに戻したことから、円単位までの表示になったものであります。

(2番委員)

1反あたりの金額が、非常に安いので。

(小西委員)

親戚付き合いをしていたので、このような金額になったものと思われます。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他に、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

69番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、69番は許可されました。

#### 【受付番号70番】

(農地担当)

続きまして、70番、東阿曽の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

申請人は、阿曾地区以外の方ではありますが、地元では、特に問題ないと聞いています。

(農地担当)

地元の推進委員であります、林委員からお願いをいたします。

(林修司委員)

現在の所有者が、兵庫県に住まわれております。高齢になりまして、2年前くらいからこの土地を売りたいということでありました。耕作するのに住宅地の中を通ったり、通し田であったり、不便な農地ということで、なかなか売れない農地でありました。

今回、売買の話がまとまりました。

今まで申請地は、放棄地で雑草が茂っておりまして、周辺の方も困っていたようであります。兵庫県からも草刈りに来られないということでありました。今回、許可になれば、受け人の方は水稲を作付けするという確約をしております。いろいろな問題が解消されます。

審議の程、よろしくをお願いをいたします。

(農地担当)

受け人が三須地区でありますので、6番委員にも確認をしていただいております。

(6番委員)

受け人の方は、2、3年前から、米と野菜の自給をするということで、農業を始められたのですが、順調に進められているようですので、問題ないかと思えます。

(農地担当)

それでは、この案件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

70番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、70番は許可されました。

以上で、議案第6号の審議は終了いたしました。

#### 【議案第7号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】



(農地担当)

次に、議案第7号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第7号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号31番, 32番】

(農地担当)

それでは、4ページの31番、久米の件であります。この後の32番、同じく久米が関連する案件ですので、一括して審議したいと思います。

それでは、31番、32番の久米の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

2月5日に、会長、9番委員、山上推進委員、浅野推進委員と私の5名で現地調査をいたしました。

まず、31番ですが、地図を見ていただきますと、●●●が住所地、宅地になっております。これに接する2筆であります。申請地の●●●番●ですが、宅地の北側が田になっております。それから、東も田になっております。西側は道路に接しております。南は住所地、宅地になっております。次の32番であります。この東側は畑になっております。西は住所地に接しております。南側は水路があって、その南側が田になっております。住所地の一部を拡張するようなかたちであります。●●●番●は、浄化槽が埋設してありました。●●●番●につきましては、住宅が建っており、その敷地になっておりました。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

申請地は、既に浄化槽の埋設と住宅が建っております。このような状態になって、かなりの期間が経過しており、周辺の営農に問題は発生していません。

地元としては、特に問題ないと思います。

(農地担当)

地元の伊丹推進委員、報告をお願いいたします。

(伊丹委員)

今回の申請は、申請人が農地法の手続きをしないまま行ったものであります。

建物は、約15年前に浄化槽は約8年前に設置しております。現在まで、周辺農地への営農へ支障はありません。被害防除計画、始末書も提出されております。

地元としては、周辺農地への影響はありませんので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、農地法の規定を知らずして、合併処理浄化槽、住宅の離れが設置されていたものであります。今回、始末書も提出されております。

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断をしております。

例外許可規定として、既存施設の拡張に該当いたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

31番及び32番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

**【受付番号33番，34番】**

**【議案第8号 受付番号75番，76番】**

(農地担当)

続きまして、33番、窪木の件であります。次の34番と6ページの75番、7ページの76番が関連する案件でありますので、一括して審議させていただきます。しかし、6ページの75番につきまして、事務局より補足の説明があります。

(主査)

6ページの75番の案件であります。取下書が提出されておりますので、審議の対象になりま

せんで、よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

事務局からの説明のとおり、75番は取下げでありますので、第4条の33番、34番、第5条の76番の3件を一括審議とさせていただきます。

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

地図を見ていただければと思います。

●●●番●、●●●番●に接するものであります。

北側は道路に接しております。南あるいは西は水路でありまして、これに接する部分をそれぞれ道路の一部、水路の部分を寄付されるということでありまして。現地は、作付けをされておられません。元々は田であったものであります。

次に、7ページの76番についてですが、東側は宅地に接しております。西側は元々の農地の一部、南側も同じ、北側が道路に接しております。現状は何もされておられません。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

申請地につきましては、図面を見ていただければと思います。

新しく水路構造物を設置するという事です。地元とすれば、北側道路へ用水を取り入れる溝があるのですが、それに生活排水を流されたら困るということで、新たに排水路を設置してもらいたいということでありまして。33番ですが、東側が渡し人の残地、西側が道路及び畦道、南側の片方が渡し人の残地、南に作るのが畦道になります。北側が道路及び残地になります。

用水、排水につきましては、今回の申請で水路構造物を作るので問題ありません。日照、通風につきましても、この構造物は排水路として利用するため問題はありません。土砂等の流出も問題ありません。

総合判断といたしましては、既存の用水に生活排水を流さないため、新設するもので問題はないと思います。

次に、34番ですが、東側が宅地及び残地、西側は渡し人の残地、南側が5条の申請地及び残地、北側が4メートルの道路、用水、排水は、今回の申請で水路構造物を作るので問題ありません。日照、通風も先ほどと同じです。土砂の流出はありません。

総合判断といたしまして、既存の用水へ生活排水を流さないで問題はありません。

次に、5条の76番についてですが、東側が宅地、西側が渡し人の残地、南が渡し人の残地、北側が4メートルの道路、用水、排水につきましては、新設する道路側溝へ流すので問題ありません。日照、通風につきましては、高さ8メートル程度の建築物で、北側に4メートルの道路があることから、問題ないと思います。土砂の流出につきましては、土留めを設置するので問題ありません。

総合判断といたしまして、渡し人の土地は、用水と道路で分断されている土地なので、問題ないと思います。

よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、3件とも甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、3件とも諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

33番及び34番、第5条の76番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

以上で、議案第7号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第8号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第8号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【議案第8号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号70番】

(農地担当)

それでは、70番、南溝手の件であります。次の71番と関連がありますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、70番、71番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

これは、元々、●●●番●の南寄りの東側と西側、中央を残して両側になります。住宅を目的とした農地転用であります。南側は道路に接しています。東側も道路に接しています。西側が道路と水路になっています。北側は、残り部分になります。

現在は、作付けがされていない農地であります。

以上であります。

(農地担当)

地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

申請地は、昨年までニンニクを植えていたと思います。

70番、71番とも、1月24日に林委員が現地を確認していただいて、その後に私が確認をしています。

70番について説明をさせていただきます。

東側が4メートル未満の市道及び宅地、西側が所有田の一部、南側が市道、北側が所有田になります。用水につきましては、取水と排水は北側から、取水については、国道180号線を100メートルぐらい行った所に、ポンプアップして取水するような所です。●●●●施設の西隣にある所です。排水も同様です。日照、通風につきましては、北側に所有田がありますが、取水に時間がかかるため、水稻の作付けには適していない畑のような状態です。北側の所有田も農地転用を考えているようです。土砂の流出等はブロックの擁壁を設置するので問題ありません。

渡し人は、既にトラクター、コンバインの農機具を処分しております。作付けは、今まで依頼をしておりました。この土地は、昨年から水田としての作付けもなく、転用しても問題はないと思います。

続きまして、71番は、東側が所有田の一部、西側が畦道と水路と宅地、南が市道、北が所有田の残地になります。用水も同じ所なので、取水と排水は180号線を西へ100メートル程度、行った所であって、ポンプアップしないと入らない所です。排水についても同じです。日照、通風につきましては、北側に所有田がありますが、取水に時間がかかるため水稻の作付けには適していません。所有者からは、北側の田も転用を考えているということです。土砂の流出等もブロック擁壁を設置するので、問題はありません。

既に農機具を処分しており、昨年から作付けもしてなく転用しても問題はないと思いますので、

よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、地元委員から補足がありましたら、お願いいたします。

(林齊委員)

この件につきましては、11番委員の報告のとおりであります。

補足説明はありません。

よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、2件とも甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

これらの件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

70番、71番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

#### 【受付番号72番】

(農地担当)

続きまして、72番、東阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

この土地につきましては、東側に道路、西側が田、南側が道路、北側、三角のような形になりま

すけれど、ここも田であります。

申請地は、田としてトラクターで引き起こした状態でありました。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

申請者は、大型の担い手になっております。

地元としては、問題ないと聞いております。

(農地担当)

推進委員であります林推進委員お願いをいたします。

(林修司委員)

委員からの説明のとおりであります。

東側が道路と水路、西側が田、南が道路、北が田になっています。

この計画について、用水の分断もなく、排水につきましては、敷地内に排水路と柵を設置して問題ないと思います。日照、通風につきましては、北側が問題になるかと思えますけれど、境界から南側に10メートル離して建物を建てるということです。北側の地図を見ていただければ、三角地の少しがかかるぐらいで問題はありません。西側につきましても、境界から1メートルぐらい離すということで、日照、通風につきましては支障ないと考えております。土砂の流出につきましては、境界部分はコンクリートブロックで土留めをするということで、問題はありません。

農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思います。

審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により、総社市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地ということになります。例外許可規定として、農業用施設に該当します。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

72番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、72番は許可されました。

#### 【受付番号74番】

(農地担当)

続きまして、74番、久代の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

地図をご覧いただければと思います。

東が道路に接していきまして、北側も道路、水路に接しております。北側の一部分が三角といいますが、現地では水路部分のように見えました。西側につきましては、何も作られていなくて、現地には車が停まっていた。申請地は、現在は田として利用されているようであります。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員)

現地につきましては、現地調査の報告のとおりであります。

東が市道、西側は水路があって埋め立てております。南側が道路、北が農道があって用水があります。

営農状況の関係ですが、用水につきましては問題ありません。排水につきましては、申請地の雨水は既存の水路へ排水をします。日照、通風についても資材置場のため問題はありません。土砂等の流出ですが、申請地に土を入れて資材置場に使用する。法面においては土砂が流出しないように留意するという事です。

総合判断といたしましては、特に問題はありませんが、隣地等とよく協議をするように指導をしております。

以上であります。

(農地担当)

浅野推進委員、補足がありましたらお願いをいたします。

(浅野委員)



補足することはありません。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

74番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、74番は許可されました。

#### 【受付番号77番】

(農地担当)

続きまして、77番の秦の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

これも地図を見ていただければと思います。

●●●●●●●●●●の西側と北側にあたる所であります。

地番の入った地図をご覧いただくと、申請地は北側の●●●番●、●の部分で田であります。西側が●●●番●でこれも田になっております。●●●の北側の一団の土地につきましては、東が道路、●●●の西側の部分につきましては、南側が道路であります。それから、●●●番の一団の土地の北側、これは田、西側は田、それから、●●●番の関係ですが、これの西側も田ということで、

ですが、これは●●●の拡張周辺なのかなと思います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員)

1月31日に小橋推進委員と現地調査に行きました。

現況は、現地調査の報告のとおりです。

今回の申請は、●●●●●●●の建て替えと駐車場の増設によるものです。

申請地からの雨水排水については、園庭部分については自然浸透、園舎、駐車場部分については、擁壁内周に側溝を設置し集水桝から排水路へ流す予定にしています。生活排水は合併浄化槽に接続して既存の排水路への流れ込みを防いでいます。予定建築物は、平屋建てで高さ7.7メートル東側と北側の農地の日照、通風に影響はないと思われます。土砂の流出については、コンクリート擁壁を設置する予定で、問題ないと思います。用水、排水についても問題ありません。

総合判断として、農地転用しても問題ないと思いますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、小橋推進委員、補足がありましたら、お願いをいたします。

(小橋推進委員)

12番委員からの報告のあったとおりで、特に問題はないと思います。

ご審議の程、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

申請地の一部が既に駐車場として使用していることが判明いたしました。これにつきましては、始末書が提出されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

77番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、77番は許可されました。

#### 【受付番号78番】

(農地担当)

続きまして、78番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

位置図を見ていただきますと、川の北側に接するような位置にある所であります。

申請地の東側が、川の堤の部分に接するような形に現地はなっていました。西側は細い通路、その西に宅地、南側、東側というのわかりませんが堤、北側が道路に接しています。現況は畑といえますか、庭木のようなものもありました。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

申請地について、分からなかったので、1月24日に林齊委員に現地を確認していただいて、その後私が確認をしました。

添付図面を見ていただければと思います。

南側に雑種地が残るのかなと思って、事務局へ確認をしたところ、ここは前川の堤防の道になっているということでした。三角地がなくなってしまう格好でした。東側につきましては、水路及び道路、河川敷ということで、西側は住宅及び●●●●店があります。南側が、敷地の一部かなと思っただけですが、前川の堤防と道になっています。北側が市道、用水、排水につきましては、現場は畑で地上げされており、取水もなく、排水も地下浸透のような状態です。日照、通風は、露天駐車場にするため問題ありません。土砂の流出等は、畑の高さと水路の高さが違うために、碎石が水路に流れ込む可能性が多少あるように思えました。総合判断といたしましては、道路と同じ高さの駐車場なら、碎石が水路に落ちるおそれがあるので、碎石の流出が防げれば、地元とすれば問題ないと思います。

(農地担当)

林推進委員、何かありましたら、お願いをいたします。

(林齊委員)

11番委員の報告のとおりであります。

補足として、申請地が畑になっております。市道と畑の段差が、平均で5センチの所から、7から8センチの所までの段差があります。畑がありまして、水路までが5センチか7センチほど段差があるような状態で、水路の方へ流れています。ここは、道路面まであわせて碎石を敷きますと、その碎石が駐車場ですから、跳ねて水路へ流れ出るおそれが考えられます。それが解消されれば、何ら問題ないのかなと思います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(次長)

11番委員と林齊委員から報告にありました、碎石が跳ねて用水路へ落ちるということですが、碎石は、法面の所は敷かないことから、提出されている被害防除計画からは、考えにくいのかなと事務局は考えております。

(農地担当)

事務局から説明がありましたが、それ以外も含めて金井戸の件につきまして、ご質問等ありましたらお願いをいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

78番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、78番は許可されました。

【受付番号73番】

(農地担当)

続きまして、8ページ、73番、三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

申請地の東側は、田になっております。西側は雑種地といいますか、残土置場の入り口のような感じで使われておりました。南側も同じです。北は田、畑であります。現地は、平坦になっていて分かりにくい状態でありました。地図と照らし合わせて、位置を確認することがやっとできるような状態でした。現場は、残土置場の状態になっておりました。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

現況について、補足をさせていただきます。

東側に田ですけれども、一部、中国電力の鉄塔がありました。南側は、畑だと思いますが、それが残っています。北側も畑と宅地、現況については、そのような状態です。

周辺農地への営農への支障についてですが、用水は問題なさそうです。排水については、露天資材置場として使用するために、雨水等は既存の排水路への自然流入と説明しておりますけれども、主に浸透による自然排水になろうかと思えます。日照、通風については、建物がいないので支障はないとありますが、支障がない程度の高さにして、高積みは避けたい。土砂の流出等については、境界部分に法面を固めて土砂流出をしないようにすると説明がありますが、これらが届出どおりされれば、特に問題ないと思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、既に資材置場として使用している状況であります。今回、始末書も提出されております。

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しております。

例外許可規定として、既存の施設の拡張に該当いたします。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(4番委員)

添付図面の8の73を見ると、分かりにくいのですが、申請地の進入路はどのようになりますか。

(農地担当)

6番委員お願いをいたします。

(6番委員)

●●●●番●というのが、国道沿いにあるのですが、ここは資材置場になっています。西側については、建設資材置場になってあります。そこから進入します。

以上です。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

73番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、73番は許可されました。

以上で、議案第8号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第9号 農用地利用集積計画について】**

(農地担当)

次に議案第9号、農用地利用集積計画について議題とします。

事務局からお願いいたします。

(主査)

**【議案第9号 農用地利用集積計画について朗読】**

農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団との貸借契約がまとまっております。内容につきましては、11ページから15ページに記載しております。

農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業委員会へ意見を求められています。審査する内容については、法の定める要件に違反していないか、基本構想に定める事項に適合しているか、農用地の有効利用と規模拡大等に資するものであるか否かの内容の確認をお願いいたします。

なお、契約期間につきましては、2月20日から開始されるものであります。

以上であります。

(農地担当)

事務局から説明のあった利用権設定であります。内容を確認していただいて、質問等あればお願いをいたします。

(農地担当)

特に質問等なければ、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

それでは、原案どおり決定することといたしました。

### 【議案第10号、農業振興地域整備計画の変更等について】

(農地担当)

次に、議案第10号、農業振興地域整備計画の変更等について議題といたします。

(主査)

#### 【議案第10号 農業振興地域整備計画の変更等について朗読】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に伴う、農業振興地域の除外について、総社市から意見を求められています。

今回、総社地区から1件、提出されております。

内容につきましては、お配りしています資料をご確認していただければと思います。

審査する内容については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により市町村整備計画に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整集団化等構造政策の推進といった施策が適切に行われるよう意見を聞くこととなっております。区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から支障がないかご意見をお願いいたします。

なお農地転用の許可見込みについては総社市から意見を求められましたが許可見込みありと回答をしております。

(農地担当)

ただいま、事務局から説明のありました農振除外に関する意見を農業委員会へ求められています。場所といたしましては、西阿曾の●●●●●、●●●の向かい側に位置する一団の農地であります。

今回の農地につきましては、先日、運営委員でも現地を確認しております。その前段といたしまして、先月、農振除外に関する協議会が行われまして、農業委員会からは、会長と私が出席しております。その際、他の農振除外に関する委員からも農業委員会としての方針等を待っての判断をする旨の意見もありまして、現地調査をその後したうえで今回の総会でこの案件につきまして、委員とお話をさせていただいた後に農業委員会としての回答を返す段取りになっています。今まで何度か企業誘致も含めて説明に来ていただいている案件であります。改めまして、今回の除外の申請が出てまいりまして、事務局からもありましたように転用許可見込み等を含めての回答となっておりますので、意見等をいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

まずは、地元の農業委員であります4番委員からお願いをいたします。

(4番委員)

昨日、地元の説明会ということで、不動産会社と転用事業者が集まって、地元での説明会がありました。説明会の様子というのは、生活者としての立場からは、意見がかなり出ました。農業者からの意見というのは、実質は10人ほどですが、農業者がいるのですが、その方からは異論は出ていませんでした。昨日の説明会でも反対の意見は出ていません。農業が今後、継続してできるようにということで、今の事業計画を見ると、いろんな配慮があるので、地権者にとって反対することもない。地権者の方で農業している人は、3、4人ぐらいなので、地権者が反対する理由もないような状況にあります。地元としては、別に生活上の困難が生じることがある意見があったので、そのような面を可能であれば、配慮できるところは配慮していただければ、反対することもないと思います。

以上です。

(農地担当)

4番委員から、地元の状況を説明していただきました。

今までに前例のないことであります。農振地域で通常であれば転用を行うのが難しい案件であります。未来法のプランに策定されております。農業委員会としては転用が可能なのかという判断をしなければなりません。地元の話がありましたとおりであります。農業委員会として、通常であれば許可できない案件を未来投資法によって優遇するということですが、どのように判断するかを話しできればと思っております。しかしながら、最終的に転用を認めるのは、農業委員会です。慎重に審議をしないといけないと思っております。別法をもって許可になるにしろ、その経緯はしっかり話をした記録を残して判断したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(4番委員)

農地の規制緩和ということで、今回は地域未来投資促進法で法の適用を受けて、規制緩和ができるようになっていますけれど、調べてみると農村産業法ですか、これも農地の転用について、同じ



ような形で、緩和がされているのですが、市としてどのような法律体系で、今回、開発をしていくのか、検討をしたのかを聞いてみたいのですが、農村産業法ですか、業者にとって多少の意味合いが違ってくるのですが、譲渡する場合のことですが、譲渡する場合、農村産業法を使う場合には、800万円の特別控除が使えます。今回の未来投資法でいくと控除はありません。同じような内容になっているので、行政として、そのような検討をしたのかを聞いてみたいのですが。検討したんですか。

(農地担当)

4番委員の発言のとおり、企業誘致の担当課でしか分からない、さまざまな質問が予想されます。

今回、企業誘致の担当課を総会へお呼びしております。それ以外に何かあればお願いをいたします。

(林齊委員)

どれくらいの面積ですか。

(農地担当)

3.4ヘクタールです。

(林齊委員)

分かりました。

(14番委員)

一番に気になるのが、クレームがでることなのですが、その会合で土地の所有者に関しては、問題はない。周辺の方から意見がでたということに関して、異論がでる内容について、どのような内容だったのか、その内容について、事業者がどのように対応しようとしているのか、その辺について話がありましたか。

(4番委員)

異論というのは、県道に面してあるのですが、トラックの出入りが、1日に20台、30台の出入りがあって、県道の北側に●●●があります。●●●の関係の子供の送り迎えとかの車の関係、トラックが出入りするということで、交通量が増えるということで、事故でもあったら困るということで、予定地の隣地に家が1軒建っているのですが、その人が騒音が激しくなったり、生活上の環境が悪くなるので困る。そのような意見がありました。交通量が増えるから横断に困るといった意見でありました。それについて、転用事業者から、どのように対応するかは、持ち帰って検討しますということでありました。

(14番委員)

一番の問題がそこになるのでしょうか。

結論がどのような内容になるか。現場を見たら、すぐ北側に●●●があるので、正面、まん中から出入り口を作られると●●●のすぐ南側が出入り口になるので、そのあたりを含めて検討していたかないと、不安な状況になるかと思います。

(農地担当)

他にありませんか。

4番委員, 14番委員からも話がありましたが, 地元の調整で, ここへそのような物を作るのが, どうであるか, 調整が進められていくと思います。今後, 考えられることに関しまして, 話にもありました近隣への住環境, 農業者の関係については, 今のところ話がでていないようなのですが, 私と事務局が思っているのが, 第三者からどうしてあそこは転用ができるのですかという話は, 必ずでてくると思われます。通常であれば農振地区はできません。例えば, 所有している農地へ孫の家を建てようとした場合に建てられない。なぜ, あのような建物が建つのですかという人もあると思います。多くの意見をいただければと思います。先日, この案件につきまして, 国の機関へ問い合わせをしましたが, 未来法のプランへ策定された以上, 優遇されていく方向にあると話をもらったのですが, 普通ならできませんが, 策定された理由で許可してもいいのですか。やっぱり濁します。その判断は農業委員会へ投げられる。しっかり考えたいなと思っております。

(2番委員)

法律に基づいてというのが, これは国から, このようにやりなさいとではなく, 市から, このような場所がある。その辺はどちらが先なのですか。

(局長)

これは, 市がここを計画にということで, 県が策定するプランのなかに, この場所のここと具体的に国へ協議してという流れ, 国は未来法という法律を利用して, 未来法でこのようなことができますよ, 市町村さんいかがですかという提案に市町村が協議をし, 県を通して計画を上げて, この土地は, ここに関しては, 国の法律で定める。特定の業者, どんな業者でもいいのではなく, その業者に当てはまる事業所が希望している話があるので, ここで調整をさせてもらっていいのでしょうかということで, 計画が上がっていく。その中で, 農業委員会へ意見をいただきたいということですが, 判断にあたっては, 他の条件とは違っていて, 未来法という別の法律, お墨付きとはいいませんが, ご利用なさってはいかがですかという関係であります。

(2番委員)

他に, あそこがしたのだから, ここへしてくれということが起きるのではないかという気がするのですが。

(局長)

この未来法に関しては, 令和5年度, 時限立法になっていまして, その時間までに工場ならば工場を建てて, 稼働して実績を上げて, 3月には実績報告をなささいということがありまして。それを逆算すると, 間に合う時間がない。総社市は, ここはなんとしても, 元々, 都市計画マスタープラン, 総合計画と並ぶような市の都市計画を定めたプランのなかで, この辺りのエリアを重点区域として, 岡山総社インターがありますので, 産業の拠点として, インターに近いエリアは進めたいということで, 元々, この辺りは計画にあった。ざっくりですけど。それに基づいて進めているのが現状です。

(2番委員)

その件については、事前に広く、公募というか、出しているわけですね。その辺が早いもの勝ちになったのか、それとも。

(局長)

私も、詳しくは存じていないのですが、総社市としては、都市計画マスタープランがあって、この辺りを重点地域とすることは、公表していますので、そこに興味がある事業所は、企業誘致を通じて話があったと思います。後は、地元の方との調整のなかで、具体になったのがこの案件だと思います。

(2番委員)

地元として、その後に公募というのか、そのようなかたちで進めたということですね。

(局長)

公募といいますか。

(2番委員)

分からないですけども。

皆に知らせるのは。

(局長)

皆に知らせるのは、皆さんここへ希望があったら、手を上げてください。というようなものではないので、その地権者の方と事業者とが話をするなかで、どのようにしたら、話が具体化するだろうという話をしながら、そのなかで、国の制度である未来法を使ってという流れだった。

(2番委員)

はい。

(4番委員)

今、計画で●●●●●が同じような、手続きをしていて、先行してやっているでしょう。あれも未来法の関係の事業ではないのですか。

(局長)

おっしゃるとおりです。

(4番委員)

地図があるのですが、地図に申請地と農用地区域というのがあるのですが、申請地は薄い網掛けの部分だと思うのですが。

(局長)

印刷の関係かなと思ったのですが、資料の正方形に近い部分、色の濃い、ここが申請地。

その正方形に近い部分が、ご希望の土地で。

(4番委員)

薄い網掛けの部分は、関係ない地域ですか。

(局長)

ここは農用地。

(農地担当)

印刷の関係で、分かりにくくなっていますが、真四角の所が申請地です。その周りの網掛けの所が農振地域です。

(7番委員)

今回は、申請地のみですね。

(農地担当)

のみです。

(7番委員)

いずれは、計画区域。

順次、出てくるということですか。

(局長)

申し出があれば、妨げるものでなければ。

時間的なこともありまして、なかなか難しい。

(農地担当)

今後、この辺りが、外れてくるのか分かりませんが。

今回は、この申請地についての話をさせていただければと思います。

先ほどから、未来法の話が進んでいますが、未来法は経産省側の法律であります。ちなみにこのエリアが策定されたのが、12月27日ぐらいだったと思うのですが、このプランに策定されていれば、多方面で優遇、許可案件等の優遇もあるのですが、そのプラン策定に農業委員会が絡んでいない状況であります。

(4番委員)

今後の流れは、農振の整備振興計画を変更して、県で承認をしてもらって、その後、農業委員会が関係してくることになるのですか。

(農地担当)

農振が除外されて、その後、通常の転用という流れになってくるのですが、転用になったら、農業委員会の仕事になるのですが、その前、農振の審議会で農地転用の見込みがあるかどうか、ある程度の方向を農業委員会として、方向を示しておかないといけない。一度除外されると、除外されているのだから許可できるのだろう。実際、ここで、それなりの判断を考えなければならないと思っています。

(4番委員)

今日は、ここで何らかの判断をするのですか。

(農地担当)

農振の審議会で、ここが外せるかどうかというのを農業委員会の意見を待って決定でしたか。

(2番委員)

ここは、農業するのに一等地です。

水田を残すと一方では言っていて、農振除外というのは、相反するのではないかと感じますが。

それについては、どのように審査されるのか。

(局長)

私も田を守りましょうという立場ですが、一方で総社市の職員でありますので、市の職員としての発言をさせていただきますと、岡山総社インターがあって、その周辺の土地をインターの地の利を生かして、開発というのが適正か分かりませんが、進めていきたいという考えが、市全体としての思いとしてあります。インターに近い所から候補地を探していくと、最終的にここになってしまった。農地としては魅力的ではありますが、一方でインターを生かした地の利という面でも魅力的な土地でありますので、職員としては、総社市の東側の部分を最大限生かそうと思うと、消去法でここしかないということで、2番委員がおっしゃられるとおりで、厳しいことになっていると思いますけれど、市としては、なんでもかんでも農振除外というのではなく、インターに近い所で、一団の面積があって、国の法律に合致するような事業者が手を上げてくださるのであれば、産業振興を図っていきたいという思いでやらさせていただいております。

お願いに近いものがあります。

一方で、農地を守る、農業を守ることで、総社市としては、田もなるべく集約化して、久代地区では場整備を進めていたりしていますけれど、果樹、モモやブドウに代表されますように、積極的に進めていきたいと思っていますので、農業をないがしろではないということだけは、私から言わせていただきたいと思います。これは、あくまで市の職員としてであります。

(農地担当)

私としては、この未来法があるから許可できます。と言ってもらえないとどうしようもない。その理由がなく、どうして許可したのかという矢が帰ってきた時に、こちらが受けきれないと思います。

(局長)

この案件につきましては、委員の方から意見がありましたとおりで、市の判断によって、産業振興のために未来法という法律を適用し、農業振興地域からの除外、農地転用を求めるものと考えていただければよろしいですし、議事録へ残していただければいいと思います。総社市が市の判断に基づいて、岡山総社インターを最大限活用しようということで、当該土地を除外しようとするものであると私の方から申しあげさせていただきます。

(農地担当)

もう一点、最悪のことを考えるのですが、訴訟が起きた場合、第三者が訴訟をした場合、農業委員会が許可をした。それがおかしいという訴訟になった場合、この未来法があるからだという理由付けをしたい。許可したのは農業委員会、これは答弁できるかを事務局へ確認したいです。

(局長)

最終的には、司法の判断になるので、我々が必ずしもいいですよと、判断は司法が行うものです

けども、農業委員会として事実として、未来法で市が決めてよいとしている施策ということなので、特別に許可したスタンス、これは事実なので。

(4番委員)

農地法で規定があるでしょう。

第1種農地は、原則転用はできない。

その例外として、措置をしたものについては、条件に適合するものについては、転用ができるような法体系になっているでしょう。

転用できる条件というのが、未来法とかの法律で、条件に満たすようなものであれば、それは対象になるのだから、法令遵守という立場として、別に問題はないのではないですか。

(小西委員)

備中県民局エリアで、60ヘクタールぐらいが、工業用地になっています。農振地域の除外の例はないのですか。

(局長)

具体的には、どこの辺り。

(小西委員)

倉敷、総社です。

(局長)

未来法で。

(小西委員)

はい。

(農地担当)

未来法に基づく大規模な開発は、全国的に見ても例を引っ張り出せなかった。

前例があればと。

(小西委員)

未来法は別として、農振地域からの除外というのはあるでしょうか。

(次長)

住宅を建てるための除外等あります。

(小西委員)

商業地、工業地。

(次長)

一定条件で。

(小西委員)

農振地域も外さずに、商業地、工業地ができたのは、ないと思うのです。

ここ数年。

農業委員会が絡んでいると思うのです。

(次長)

これだけの大きい面積は、ないと思います。

(農地担当)

企業誘致の職員に入室してもらおうかと思います。

よろしいですか。

(委員)

はい。

(農地担当)

入室をしていただくのですが、入室する前に、3時10分まで休憩とします。

### 【午後3時5分から午後3時10分まで休憩】

(農地担当)

休憩前に続き、会議を開きます。

それでは、入室をお願いいたします。

~~~~~ 中田産業部長，江口課長，丸山課長補佐 【入室】 ~~~~~

(局長)

産業部長，企業誘致商工振興課長，農振の担当課長補佐に来ていただきましたので，説明に入らせていただきますでしょうか。

(農地担当)

4番委員から，先ほどの質問をお願いできますか。

(4番委員)

農地転用に規定している法律で，未来法と農村産業法ですか，詳しくは知らないのですが，それぞれの法律では，内容が多少違っていて，事業者，企業の方へ優遇措置を図っているものか，具体的にいうと，農村産業法ですか，農地転用について，特別控除が800万円が認められています。今回の未来法では，民々の関係で特別な控除は一切なしになっているので，実際，売却する立場になれば，農村産業法に基づいた開発計画を立てた場合が，手取りが多くなる。大きな違いがあると思うのですが，法律の検討，同じ農地の転用になりますが，結果は同じ事になるのですが，そのような面で，農村産業法を検討して使っていくか，未来法を使っていくかの検討をされたのかどうかを聞きたいのですが。

(部長)





雇用者につきましても、新規の雇用者が180人以上見込まれております。そのような中で、地元の雇用を積極的にしていただくという話もできておりますので、雇用の場が増えていくという意味では、総社市といたしましては、地域の方へもメリットがあるのではないかと考えております。

(農地担当)

よろしいでしょうか。

(4番委員)

はい。

(農地担当)

他に、質問のある方。

(8番委員)

手続的に農業委員会の立場として、ここは農用地ですから、当然のことながら許可できない所であるわけです。そこで、未来法との関係で、未来法でこの地域を市が決めた。県との協議も整ったと。

この地域でやるんだと決めた以上は、農地法は関係ないんだ。全部やれるんだというのなら良いのですが。あくまでも農振除外にしても転用にしても、農業委員会が絡むわけですから、今さら言ってもどうしようもないのですが、農業委員会が最初から入っていけない状態で、転用の可能性について、言える立場があったか、その辺が分からないのですが、仮にそうでなくても、この地域でやろうと決めて、後は農業委員会の意見というのか、判断がどうなるかというのは、こちらの立場とすれば前後が逆ではないのかと感じるんですが、農地担当からも話があったのですが、最終的な責任だけ、こっちに来るんですかとの感じを受けるんです。未来法と農業委員会の立場の部分をごどのように考えればいいのか、分からない。はっきり言ってしまえば、未来法でこの地域に決めたら、転用許可なんか関係ないんだ。すべて市の判断でできるんだというのであれば、それなりに納得、地権者が納得すればできていくわけですから、地域を決めて、後は許可してくれますよねみたいになると、そのような感じを受けるんです。他に方法はなかったのか、極端に言えば、転用は無理です。農振除外無理ですと言ったら、事業そのものが全部だめになってしまう。そのような立場にあるにも関わらず、順番が違うのではないかと感じるんですが。

(部長)

その点については、お詫び申し上げます。

申し訳ございません。

通常であるならば、もっと早い段階で農業委員会へ話をして、そして、調整のとれるところで、事業を実施するのが筋ではないかと思えます。我々もそのようなかたちで、進みたかったのが正直なところなんです。インターチェンジがああ場所にできて、その周辺に企業からの引き合いが多いこと。

伸びるとすれば、南は赤浜の一等農地で、ほ場整備をした農地でありますから、無理であろうと考えております。北へ伸びるなら、阿曾まで、いろんな土地があるなかで、どうしてこの場所なの

かということについて、早い段階で委員の方々と協議していけば良かったと思うのが正直なところ  
であります。それから、未来法につきましては、法律のうえでは、第1種農地の部分であろうかと思  
いますが、未来法を適用すれば、それは許可の範囲内に入ってくると我々は理解をしています。  
もちろんそのなかで、どの場所が好ましいかどうかを判断するのは、農業委員会の判断でございま  
す。我々としては、お願いをするしか方法はないと、正直なところであります。それから、その転  
用許可をした場合の所在ということになるわけですが、議事録も当然に残っております。総  
社市として、農業委員会ではなくして、総社市としてこの場所を産業団地にもっていきたいとい  
うことのでございますので、はっきりと意思表示をさせていただければと思います。

以上でございます。

(農地担当)

8番委員よろしいでしょうか。

(8番委員)

よく分かるのですが、この地域が最も適しているんだろうと思いますし、先ほど、おっしゃられ  
たように、前々から話をしとけばと、時間的な問題もあったと思います。そうだとすると、当然の  
ことながら、別の所を探してくださいというみたいな話になるのではなかろうかと思  
います。許可のことを考えれば、そうすると、市の考えていく物流という所では、非常に便利な所  
でありますから、他に考え直すというのは、なかなか難しくなるんだろうと思うんですが、農  
業委員会の立場として、ものすごく苦しいことになると思うのですが。

仮に話をしていただいたとしても、難しいだろうと思いますし、個人的には市の方針も理解  
できますし、どのようにすれば良いのかが正直な気持ちです。

(農地担当)

他にありませんか。

(林修司委員)

地元ですので、お聞きしたいと思います。

私は東阿曾なので、西阿曾の方は、この件について、かなり前から話があったようで、東阿曾は、  
まったく分からない人が多くて、これができると想定して、交通量が増えると思うんですよ、今  
まで東西に走っている道路なんですけれども、朝晩、交通量が非常に多いんです。それで、朝  
晩、トラクターでそこを横断しようとする、事故が起きそうなことが結構ありまして、それ  
と道路の端に空き地があるのですが、そこへ総社市の企業のトラックが2台、3台停まること  
があります。農業としては、非常に邪魔だと思ふこともあるので、さらにこのようなことが起  
きてくると、そのようなことが多くなるのではないかと思ひまして、そのようなことも先  
に考えていただいたうえで、対処したうえで、考えてほしい。それから、血吸川の交  
差点なのですが、そこは何回も事故が起きています。両側から上がってきますから、背  
の低い乗用車だと向こうが見えない。今回、木を切りましたけれど、そのようなこと  
があるので、交通量が多くなると思います。そのことについて、どのように考えてお  
られますか。

(部長)

先週の土曜日になるんですが、西阿曾の地域の方を対象にした説明会をさせていただいたんです。その中で、交通の問題というのは、皆さんが一番関心のあるところで、さまざまな意見をいただいております。これから、地元と煮詰める話でありますので、十分に配慮して安全確保すると。例えば、出入り口をどこに設けるか。そこへ守衛の方に立ってもらえるのか。企業の実態も必要なのですが、これから企業と煮詰めて対応して参るところであります。

(林修司委員)

その話は、西阿曾の方だけを呼ばれるのですか。

周辺まで、影響を受けるのですから。

(部長)

今は西阿曾、地元ということで、南側の高松分の集落の方もご案内させていただきます。ただ、どこまで範囲を広げればいいのか、東阿曾ももちろん関係もあります。交通量が多いのは十分に承知しております。その点も今後の課題として検討してまいります。

(農地担当)

他にありませんでしょうか。

(3番委員)

8番委員からも話があったのですが、農業委員会が板挟みになっているのですが、一番に懸念しているのが、許可後、アクションがなければいいなど。一つは、場所柄、阿曾という地区で実際に訴訟という案件を抱えている農業委員会のなかで、さらに目立つことが行われる。誰がどのように見ても優良農地の真ん中、アクションがないことはないだろうかと懸念しています。

(部長)

訴訟、問題視された時にどのように対処するのかということですが、総社市としては、そこを産業団地にしていきたい。私も農業を守る立場にあるのですが、産業という面でお願いをしているところであります。それを受けて、農業委員会がイエスかノーかということになりますので、こちらから、元を申し上げますと総社市が産業団地ということで、是非、お願いしたいということで、それを農業委員会が受けて許可をした。この図式は変わるものではありません。今後、問題が起きた時には、当然のことながら、農業委員会が許可したのだから知らない。このようなことは、申し上げるつもりはありません。当然ながら、第一に総社市が対処にあたるということになるかと思えます。

(農地担当)

他にどなたかありましたら。

(2番委員)

話をお聞きして、総社市としてはやりたい。

その中で農業委員会が最終的な結論を出せということで、よく理解したうえで、承認を願いたいということですね。

(局長)

はい。

(2番委員)

皆さんのご指摘の農業委員の人が、どう考えるか。おそらく総社市の場合は、市長が率先していろいろされていると思うし。そのような面からして、最終的には、農業委員会の了解を得たいということだと思うので。

(部長)

そのとおりであります。

決して農業委員会が認めたとはありません。総社市が責任をもって、是非やりたいということで、今、申し上げているとおりであります。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

他にどなたか。

(2番委員)

一反あたり、いくらですか。

(部長)

当然、いろいろな話をするなかで、業者の方から、ある程度、金額についても踏み込んだ話をされているようです。相手方も話しませんし、こちらも聞いていません。

(次長)

農業委員会として、今回、どのようなことを審査しなければならないかということですが、事務局から説明をします。

(主査)

審査する内容としましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、市町村整備計画の推進に必要な農地の流動化等、農地の利用関係の調整、集団化等の構造政策の推進といった施策が適切に行われるかどうかということです。また、区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から支障がないかということになります。

(4番委員)

具体的には、地域整備計画の変更等について、この整備計画を変更することについての意見ということになるのですか。

(主査)

整備計画を変更するにあたって、先ほどと同じようになりますけれど、農地の流動化等を農地の利用関係の調整、集団化等構造政策の推進といった施策が適切に行われるかどうか、また、区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から、支障があるかないかということでもあります。

(4番委員)

支障があるかないかということは、農振地域から除外することに支障があるかというその判断をということですか。

(農地担当)

最初に事務局が読んだように、これの承認には許可見込みありというのが付いてくる。

(4番委員)

許可見込みというのは、何を基準にして、どのような支障があったら許可しないということになるのですか。

(次長)

一般基準になります。

(2番委員)

農業委員会ということではなく、これまでの市としての施策として、未来法を適用して話を進めてきたので、農業委員会としても承認してくださいというのが、最終決断だと思うので、よろしくお願ひしたいと思うので、総社市の発展のためにはというのがあると思うので、皆さんも理解されて判断をされたらと思います。

(3番委員)

転用許可見込みの話になると、図面がいるのではないのですか。

水路の付替えがあるので、周辺の残る農地への影響が見込めないといけないので、その資料が。

(2番委員)

物流倉庫を作るのに、高速道路からの道は総社市が負担するのですか。

整備しなければいけないと思うのですが。

(農地担当)

インターから南北に通っている道。

(2番委員)

その道で十分なのですか。

(農地担当)

十分だと思います。

(部長)

被害防除計画、要するにお手元の資料で、被害があるかないか判断できないということではないですか。

(3番委員)

はい。

(部長)

先ほども説明をさせていただいたのですが、先週の土曜日に、初めて地元の説明会をさせていただいたのですが、その中で、さまざまな意見が出てきました。農業委員会関係でありますと、水路、予定地に真ん中を通っております。それをどのように付け替えるのかと、今、企業者側の計画では、

東に流して、そして南北に流して、さらに西に流して南に流す。東の端へ付け替えしようという計画であります。ただそれでは、流れが悪くなるのではないかと地元の意見があります。これにつきましては、今後の課題であります。いずれにせよ地元の調整ができなければこの事業は進めることはできません。次に農道の関係でありますけれど、敷地の中に農道があります。それは、廃止しなければならないということ、そこは全て廃止して東側と今2メートルの幅員の道路がありますが、その道路を拡幅して、通学路でありますとか、農作業車が通りやすいような道を確保しようかということになっております。したがって、話としては、それが判断できなければ、良いも悪いも言えないのもよく分かるのですが、その調整ができれば、農業委員会としては、問題ないのではないかと、条件付きのようなかたちで、対応していただければ、ありがたいなと思っております。

(4番委員)

予定地の所に西側、土手沿いに水路があるのですが、70センチぐらいの小さい水路があるのですが、それは既存のものとして置いて、予定地の真ん中に、農道と水路があって、農道と水路については、部長が言われたように、東側に専用の水路を設けて、農道については、そこに農道が2メートルあるのですが、それを倍にして、4メートルの農道にして予定地を迂回する。予定地に沿うようにして、農道を付け替えるという計画になっております。予定地が3.4ヘクタールあるのですが、その南側に隣接して岡山市分まで約4ヘクタールの農地が残るのですが、4ヘクタールの農地についても、そのよう格好で用水路を使うことと、もう一つ専用の用水路を付けて、それを予定地に沿うかたちにして中央へもってくる。それを南に、十二箇郷があるのですが、そこまで繋ぐということになっていきますから、農業自体を継続してする場合においては、問題ないように思います。

(農地担当)

他にありませんか。

(10番委員)

企業誘致の所、3.4ヘクタールの部分で農業振興地域の真ん中ということでありましたけれど、桜川が西側にありますけれど、これを分断としていただきたいということが大きな要素になっているのですが、図面をみると真ん中で、委員会としても土俵に乗れなかったというのが現状で、県が桜川を分断ということで、そして、参考にしますと●●●●は、北が道路、西が山林ということで、分断されているということで許可があった。●●●●でも東が長良山、北が桃太郎線ということで、分断されております。この件につきましても、北が宅地、あるいは学校があるということはあるのですが、桜川の分断ということで、北と西が分断されたということで、理解していただきたいと思っております。水路のこと、道路のこと、通学路などありましようけれど、地元の農業委員の意見を聞くと、ものすごく進行している。農業委員会が後手になっている感じが、前回もそうでありました。地元には先行されて、あるいは市が情報を流さなかった。流せなかったというのが現状かなというような思いがありまして、聞くと時間差がすごくあるような感じですが、未来法をものすごく強調される。企業誘致を総社の人口が増える。豊かになると思ったりしながら、許可をせ

るを得ないかなという気持ちもあります。今まで、農業委員会として、子供の家を建てたい。60坪の家が建てられない。今まで断っていたのが、今回は、3.4ヘクタールの許可をして、少しのものが許可できない。委員会としては、ものすごく強いのですが、市の流れというのか、市の活性化を思いながら、許可をせざるを得ないのかなという気持ちを思っています。地元委員の話を聞くと、農業委員が知っていないが、知っているがという話が先行して、ちょっと腹立たしく思う気持ちはあります。発表できないところがあったのかなと。情報は去年の1月ぐらいからあったのだと思います。企業を誘致するのは、ある程度、秘密にしておかなければ、前に行かないのかなと、農業委員会を軽く見ているのではないかと思ったこともあります。聞けば聞くほど情報が後手になっている。

(農地担当)

事務局へ確認があります。

今回、意見を求められたことに対して、

(主査)

総社市から意見を求められているのですが、そのなかの項目の一つに、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項というところで、意見があるかないかということ返すようになります。

通常の除外の時には、特に意見なしと回答をしているのですが、先ほど、話がありました水路、農道の付替え、残りの農地部分に支障があるかないかというところだと思いますので、先ほどの項目で意見を述べるのかなと思います。

(4番委員)

残った農地については、現在のプランが実行されれば、農業に支障は生じないと思います。

まだ、計画段階で、まだ変更する口ぶりもあったから、最終計画として出てこない、確定的なことは言えないと思います。

(主査)

意見を返すとすれば、支障がないような計画にしてもらおうということで、除外については意見を返すのかと。

(4番委員)

現段階では、そうですね。

(2番委員)

3.4ヘクタールあるのですが、地権者で反対する人はいないのですか。

(部長)

企業者側から聞いているのは、地権者の中に反対の方はいないと。

(2番委員)

分かりました。

(3番委員)

返す意見に、先ほどから話が出ております、プラン策定の中から、きっちり農業委員会が関わるべきであったように思われるということは、残していただければ、ありがたい。

(農地担当)

他にありませんか。

なければ、裁決に入りたいと思います。

それでは、中田部長、江口課長、丸山課長補佐ありがとうございました。

退室していただければと思います。

~~~~~ 中田産業部長、江口課長、丸山課長補佐 【退室】 ~~~~~

(農地担当)

それでは、裁決に入ります。

事務局からの意見、計画の変更があるときは、残農地に影響がないように願う。という意見を付けたうえで、今回の農振地域の整備計画の変更を承認するという事に賛成か反対かで裁決をしたいと思います。

農業委員の方へ、ただ今の意見を加えたうえで、農振地域整備計画の変更について、承認する方は、挙手をお願いいたします。

(次長)

農業委員全員が挙手であります。

(農地担当)

承認ということで、ただし、先ほどの意見は申し添えるようにします。

以上で、議案第10号の審議は終了いたしました。

#### **【報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第5号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第5号 報告書について朗読】**

#### **【報告第6号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**



(農地担当)

次に、報告第6号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第6号 報告書について朗読】

### 【報告第7号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第7号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第7号 報告書について朗読】

### 【報告事項】

(農地担当)

25ページ以降は、その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。本日の許可件数は、第3条関係が4件、第4条関係が4件、第5条関係が8件でありました。また、農用地利用集積計画について原案どおり決定しました。農業振興地域整備計画の変更等について承認いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

日程第4に入る前に、4時20分まで休憩とします。

**【午後4時6分から午後4時20分まで休憩】**

(農地担当)

休憩前に続き、会議を開きます。

#### 【日程第4 その他】

(会長)

日程第4，その他に入ります。

行政不服審査請求について，審議したいと思いますが，よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

申し訳ありませんが，農地利用最適化推進委員の方の退室をお願いいたします。

~~~~~ 伊丹委員，林修司委員，林斉委員，山上委員，  
浅野委員，小西委員，小橋委員 【退室】 ~~~~~

(会長)

令和2年1月8日付けで，総社市●●●●●番地，●●●●から，行政不服審査請求書が出されました。

事務局から行政不服審査請求書の写しを配布させます。

~~~~~ 「行政不服審査請求書」の写しを配布 ~~~~~

(会長)

委員の皆様へ，お配りいたしました審査請求書をお目通しいただければと思います。

(会長)

委員の皆様，お目通しできましたでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

それでは，この審査請求について，何か質問等あればお願いをいたします。

(8番委員)

処分の取消を求めている審査請求人は、不利益処分を受けていないのですが、審査請求をすることができるのですか。

その点について、確認をしたいのですが。

(会長)

事務局から、説明をお願いいたします。

(次長)

申請をした者が、不利益な処分をされた場合は、当然のことですが審査請求することはできます。また、第三者でも審査請求することができます。具体的には、行政不服審査法第2条に行政庁の処分に不服がある者とは、行政庁の違法又は不当な処分により自己の権利若しくは法律上の保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、その処分について審査請求をする法律上の利益がある者であると規定されています。

第三者であっても、その処分について審査請求をする法律上の利益がある者であれば、請求することができます。

(会長)

審査請求をすることができる者について、委員の皆様方、よろしいでしょうか、

(委員)

はい。

(会長)

他に質問等ありませんか。

(3番委員)

今回の農地転用許可の場合、露天ものであります。具体的に権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあった場合とは、どのようなことが想定されると考えられますか。

(会長)

事務局お願いをいたします。

(次長)

農地転用許可の場合、権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあった場合とは、具体的に申し上げますと、二点あります。

一つ目が、農地転用する農地に対して、何らかの権利を有している者であった場合であります。二つ目が、農地転用によって、土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生や、農業用排水施設の機能上の障害等の被害が直接的に及ぶことが想定される周辺地域において農地を所有、耕作している者であった場合になります。

(会長)

事務局から説明のあったとおり、農地転用許可の場合、権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあった場合ということで、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(8番委員)

今回の申請は、許可した農地に対して、審査請求人が農地転用する農地に対して、何らかの権利を有している者であったのか確認をしたいのですが。

(会長)

事務局、お願いをいたします。

(次長)

農地転用する農地に対して、何らかの権利を有するとは、農地法第3条第1項本文に掲げる権利とされている。今回の場合、農地転用する農地につきましては、この権利は設定されていません。よって、審査請求人は、権利を有していないと考えられます。

(会長)

事務局の説明のとおり、農地転用する農地に対して、何らかの権利を有していないと判断してよろしいか。

(2番委員)

審査請求する権利がないということですね。

(次長)

二つのうちの一つ目、農地転用する農地に対して、何らかの権利を有していないということになります。

(2番委員)

分かりました。

(3番委員)

転用する農地に対して、権利を有していないということですが、今回、転用された●●●番●に権利を有していないということなのですが、隣地であります●●●番、●●●番●の耕作をされている農地に、土砂の流出等があれば。

(次長)

農地転用することによって、周辺農地へどのような影響があるかということですが、当然、影響があれば権利を有していると考えられます。

今回の場合、当時の農業委員会総会で、被害防除計画により、農業委員から農地転用することによる周辺農地への影響はないとの発言がありました。また、農地利用最適化推進委員からも、農地転用することにより、周辺農地への用水、排水、日照、通風、土砂の流出はないものと考えたと発言をされております。この発言を受けまして、総会で農地転用しても周辺農地への影響はないと判断し許可をしています。このことから、農地転用することによる被害が直接的に及ぶことが想定される周辺地域において、農地を所有、耕作しているものではないと審査請求人は考えられます。

(会長)

事務局からの説明のとおり、審査請求人は、農地転用することにより、被害が直接的に及ぶことが想定される周辺地域において農地を所有、耕作している者でないと判断してよろしいか。

(3番委員)

請求人は、転用した隣地を耕作している者ではないということですね。

(次長)

申請人は、周辺農地で営農をされております。

(3番委員)

周辺ではなく、隣地で。

(次長)

隣地ではありません。

少し離れた所になります。

(6番委員)

請求書によると、産業廃棄物の捨てる場所として使われる可能性があるから、止めるという陳情書ですね。農地転用を許可した理由は、ここを露天駐車場として使用するというので、許可をしたものですよね。産業廃棄物として、使われている事実はありませんね。

(次長)

ありません。

現在、工事中です。

(6番委員)

このような陳情書がきて、それを理由として、許可の取消ということにはなるのですか。

(次長)

なりません。

(3番委員)

露天駐車場として申請していて、現時点で、虚偽の申請とはならないと思います。

(8番委員)

今の段階では、分からない。

(次長)

そのようになります。

(会長)

露天駐車場ということであります。

他にありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

先ほどの、事務局からの説明のとおり、審査請求人は、農地転用することにより、被害が直接的

に及ぶことが想定される周辺地域において農地を所有，耕作している者でないと判断してよろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは，農業委員の方へ確認をいたします。

審査請求人は，農地転用する農地に対して，何らかの権利を有している者ではないこと。また，農地転用によって土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生や，農業用排水施設の機能上の障害等の被害が直接的に及ぶことが想定される周辺地域において農地を所有，耕作している者ではないということによろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

それでは，お諮りをいたします。

審査請求人は，農地転用許可により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害される者にはあたらない。よって，不服申し立てをする法律上の利益を有する者と認めることができないということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは，事務局から審査請求に対する裁決書（案）を配布させます。

(会長)

審査請求に対する裁決書（案）を事務局から，朗読させます。

(主任)

**【審査請求に対する裁決書（案）を朗読】**

(会長)

お諮りをいたします。

審査請求に対する裁決書（案）のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしということで，決定いたしました。

以上で，行政不服審査請求についての審議を終了いたします。

それでは，農地利用最適化推進委員の方へ入室をお願いします。

~~~~~ 伊丹委員，林修司委員，林齊委員，山上委員，  
浅野委員，小西委員，小橋委員 【入室】 ~~~~~

(会長)

委員の方々から，報告等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ，事務局から事務連絡をお願いいたします。

**【事務連絡】**

(主任)

**【現地調査日時等について】**

**【総会日時等について】**

(会長)

それでは，会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さん，大変ご苦勞様でした。

中国でコロナウイルスが大流行しています。客船で足止めをされておりますが，まだ，岡山県では，患者が発生していません。

これから，寒い日が続くと思いますが，体には十分に留意されて仕事に励んでいただければと思います。

本日は，ご苦勞様でした。

**閉会 午後4時50分**